

第507回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 5 0 7 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和8年2月25日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 11時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	出		13	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	副主幹	長谷川 修
副事務局長	小野寺 雅樹	副主幹	鈴木 信幸
主 幹	宮本 晃宏	主 査	森井 孝信
副主幹	山崎 明美	主 事	堀口 優衣

産業観光部農政課職員

職	氏 名	職	氏 名
副参事	佐藤 公彦	副主幹	野村 達也

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和8年2月25日第507回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 大野 豊作

委員 永堀 知巳

委員 大野 美智明

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 1 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 2 件、2 筆、201 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 1 件、25 筆、13,263.22 m²である。農地改良届については、合計 3 件、3 筆、1,559 m²である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 1 件、1 筆、199 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計 1 件、4 筆、537.22 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、3 筆、1,381 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 7 件、26 筆、26,987 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 7 件、55 筆、39,456 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

市民農園整備推進法第7条第3項の規定による市民農園整備運営計画の変更に係る決定について

議長は、別添議案を上程し、農政課に説明を求めた。

農政課は「本議案については、川越市グリーンツーリズム拠点施設の中核施設である農業ふれあいセンターの北側に位置している、農園について、「市民農園整備運営計画」の変更について、ご審議いただくものである。

市街化調整区域に市民農園を開設しようとする者は、「市民農園整備運営計画」を定め、市に提出し、認定を受けることとなっており、その際、農業委員会の決定をいただいた上、「認定」することとなっている。また、この手続きについては、整備運営計画の変更の認定にも準用されることとなっている。

当該市民農園については、平成4年度に開設され、令和元年度に拡張整備を行い、令和5年度に農地の契約形態を使用貸借から賃借権に変更しており、その都度、農業委員会委員の皆様にご審議、決定をいただいている。今回の変更については、令和8年度より、川越市グリーンツーリズム拠点施設の管理者が指定管理者となることに伴い、その構成施設となる市民農園の管理者が指定管理者となること及び市民等に貸付けする場合の利用料金に変更となる点である。

項目1 市民農園の用に供する土地について、対象となる土地の所在、地番、地目、地積、権利の種類、土地所有者、土地

の利用目的などを記している。一部の土地において、相続に伴う土地の所有者が変更となっているものの、土地の範囲に変更はない。土地の利用目的は、市民農園、体験農園、市民農園施設である。

項目2 市民農園施設の規模その他の市民農園施設の整備について、新たに整備するものはないので、「該当なし」として

項目3 市民農園の開設の時期について、平成5年2月に開設し、令和2年3月に拡張している。

項目4 利用者の募集及び選考の方法について、募集の方法としては、グリーンツーリズム拠点施設のホームページ等により募集し、選考方法は、定員を超えた申込みがある場合は抽選とする。

項目5 利用期間その他の条件について、利用料金に変更となる。現状では、市民農園の農地1㎡当たり1年間300円の使用料だが、令和7年3月に「川越市グリーンツーリズム拠点施設条例」を改正し、令和8年4月より、1㎡当たり1年間400円の使用料となる。本施設は、条例で定めた使用料の範囲内で指定管理者が利用料金を定める利用料金制を採用しているが、利用料金は条例で定めた使用料と同額である。

区画ごとの面積及び区画数は現状どおりとし、12㎡区画が384区画、30㎡が124区画、50㎡が32区画ある。

1年間の利用料金は、12㎡区画が4,800円、30㎡区画が12,000円、50㎡区画が20,000円である。支払

い方法としては、現金のほか、キャッシュレス決済を導入する予定である。

参考資料、市民農園区画配置図は、農地の貸付部分について、現在の配置状況を記したもので、令和8年度からもこの配置となる予定である。

項目6 市民農園の適切な利用を確保するための方法について、当該市民農園については、現在、市が事務局を担っている農園組合が管理しているが、令和8年度からは、指定管理者である共同事業体が管理する計画としている。共同事業体は、3者で構成しており、構成員代表者については、花とみどりに関する様々な事業を展開しており、農業公園や農業園芸センターをはじめ全国的に多数の公共施設の管理運営を行っている。構成員の1者は体験農園を全国的に展開しているほか、他市において農業に関する専門学校の運営や、市民農園を指定管理者として受託しているなど、農業に関する知見がある企業である。構成員のもう1者については、施設、設備の保守点検や警備、修繕、清掃など県内で多くの公的施設の維持管理業務を行っている企業である。市民農園利用運営にあたっては、利用者を対象とした栽培講習会、巡回指導、放任地等の管理等を行う。

項目7 資金計画について、収入の部分は、市民農園利用料と体験農園参加料となる。市民農園は全ての区画を利用していただくものとして計算し、体験農園は令和8年度の農業体験参加者数の目標値6,100人に、1回当たりの体験料を1,

000円として算出している。なお、体験料は実費を徴収することとしているので、その内容により異なる。支出については、令和6年度の実績値を踏まえて、地代、維持管理費、修繕費、肥料代、農薬代などがある。

項目8農地転用に関する事項について、該当はない。

市民農園整備計画の変更点については以上である。なお、今回の市民農園整備運営計画の変更については、規模の拡張等はないことから、周辺の地域における営農条件および生活環境に支障を生ずるおそれがないなど、市民農園整備促進法第7条第3項各号の規定に適合すると考えるので、ご審議のほど、お願い申し上げます。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画
(案)に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数5件、筆数48筆、面積38,444.16㎡についての意見照会があった。

整理番号1番は、代表取締役の農業従事日数150日以上、農業従事者は15人、経営面積は申出地周辺を含む約3,565アールである。

整理番号2番は、代表取締役の農業従事日数150日以上、農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約1,069アールである。

整理番号3番は、代表取締役の農業従事日数150日以上、農業従事者は23人、経営面積は申出地周辺を含む約423アールである。

整理番号4番は、年齢37歳と年齢36歳、それぞれ農業従事日数は150日以上、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約144アールである。

整理番号5番は、年齢27歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約286アールである。

以上のことから、整理番号1番から5番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画（案）は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する

法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数14件、筆数26筆、面積20,874㎡についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、2筆、1,343㎡の申請である。譲受人は、現在52歳で、農業従事日数は年間160日以上、約49アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.2kmである。

整理番号2番については、経営拡張のための所有権移転で、4筆、3,300㎡の申請である。譲受人は、現在66歳で、農業従事日数は年間300日以上、約859アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。

整理番号3番については、経営拡張のための所有権移転で、

2筆、835 m²の申請である。譲受人は、現在73歳で、農業従事日数は年間250日以上、約73アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約10 mである。

整理番号4番については、贈与による所有権移転で、3筆、4,081 m²の申請である。譲受人は、現在47歳で、農業従事日数は年間300日以上、約29アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1 kmである。

整理番号5番については、贈与による所有権移転で、2筆、400 m²の申請である。譲受人は、現在75歳で、農業従事日数は年間250日以上、約42アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約10 mである。

整理番号6番については、贈与による所有権移転で、2筆、998 m²の申請である。譲受人は、現在82歳で、農業従事日数は年間300日以上、約180アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約300 mである。

整理番号7番については、経営拡張のための所有権移転で、

2筆、832㎡の申請である。譲受人は、現在52歳で、農業従事日数は年間300日以上、約245アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約500mである。

整理番号8番については、贈与による所有権移転で、2筆、960㎡の申請である。譲受人は、現在71歳で、農業従事日数は年間200日以上、約69アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約500mである。

整理番号9番については、贈与による所有権移転で、1筆、960㎡の申請である。譲受人は、現在90歳で、農業従事日数は年間160日以上、家族とともに、約107アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約500mである。

整理番号10番については、贈与による所有権移転で、1筆、1,226㎡の申請である。譲受人は、現在31歳で、農業従事日数は年間300日以上、約163アールの農地を耕作する農家である。申請地を贈与により譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約2.8kmである。

整理番号11番については、経営拡張のための所有権移転

で、1筆、829㎡の申請である。譲受人は、現在69歳で、農業従事日数は年間300日以上、約60アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約350mである。

整理番号12番と13番については、同一人からの申請のため、まとめて説明する。いずれも経営拡張のため所有権移転で、整理番号12番が、1筆2,701㎡、整理番号13番が、1筆1,477㎡、合計2筆4,178㎡の申請である。譲受人は、前身の株式会社が令和7年5月29日に商号変更した法人である。現在は、約124アール以上の農地を耕作している。農地所有適格法人として申請地を売買にて取得し、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は、整理番号12番が約150m、整理番号13番が約650mである。

整理番号14番については、経営拡張のための所有権移転で、2筆、932㎡の申請である。譲受人は、現在54歳で、農業従事日数は年間300日以上、約53アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約8kmである。

以上のことから、整理番号1番から14番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」と

の説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「はじめに整理番号1番について、調査報告する。

2月16日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在52歳で、農業従事日数は、世帯合計で年間160日以上、約49アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは米で、申請地においては水稻を計画している。また、トラクター、田植機、コンバインなどを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。次に整理番号2番について、調査報告する。2月16日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在66歳で、農業従事日数は、世帯合計で年間300日以上、約859アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは米と野菜で、申請地においては水稻を計画している。また、トラクター、田植機、コンバインなどを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「はじめに整理番号1番について、意見を申し上げます。2月16日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。次に整理番号2番について、意見を申し上げます。2月16日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号10番について、調査報告する。2月14日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在31歳で、農業従事日数は、年間300日以上、約163アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは人参とねぎで、申請地においてはねぎを計画している。また、トラクターや耕運機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。また、申請者は農業と縁がなかったが卒業後、農業をやりたいとの思いから、農家で指導を受け6年前に就農し、現在では2町5反の農地を、

パートを使いながら作付から出荷まで一人で管理をしている。
以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号10番について、意見を申し上げる。

2月14日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から14番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、整理番号6番は関係委員がいるため、農地利用最適化推進委員についても農業委員会等に

関する法律第31条を準用し、議事参与の制限をすることに決定されているため、本件については、先行して審議を行うことを説明し、関係委員に退席を求めた。

関係委員は退席した。

議長は、整理番号6番について事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号整理番号6番は、件数1件、筆数2筆、面積761㎡についての申請があった。

整理番号6番については、臨時資材置場に使用のための賃借権設定で、2筆、761㎡の申請である。また、許可後から1年半使用する一時転用の申請である。譲受人は昭和31年6月に株式会社を設立され、建築、土木請負業を主な業務としている。老人ホームの増築工事にあたり、重機及び建設資材の一時置場を必要としている。そこで、老人ホームの隣に位置する申請地を適地と考え、賃借にて借り受け、臨時資材置場として使用したいとの申請である。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。なお、期間満了時には農地に復元する計画である。

以上のことから、整理番号6番について許可できない場合が規定された、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによるしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号6番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5

条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号6番について許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号、整理番号6番について総合意見として許可相当とすることに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した関係委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号6番以外について、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、先ほどご審議いただいた整理番号6番を除く、件数15件、筆数26筆、面積5,497.40㎡についての申請があった。

整理番号1番については、診療所敷地拡張のための賃借権設定で、2筆、421㎡の申請である。譲受人は令和7年4月に医療法人を設立され、診療所の経営を主な業務としており、メディカルクリニックを経営している。患者の多くは足の治療で通院しているが、診療所は最寄り駅から徒歩20分以上かかるため、通常、車での通院になる。既存の駐車場では患者数の増加に対応できず、現状では予約者の一部を断らなくてはならない状況のため、新たに駐車場を必要としてい

る。そこで、既存敷地に隣接している申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、患者用の駐車場として使用したいとの申請である。(合計敷地面積 1,332 m²) 農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための使用貸借権設定で2筆、415 m²の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、宅地と一体で使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。(合計敷地面積 463 m²) 農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、206 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、資材置場に使用のための所有権移転で、1筆、1,096㎡の申請である。譲受人は昭和46年12月に株式会社を設立され、給排水設備工事を主な業務としている。現在は限られた敷地の中で事業用資材と従業員車両を置かなければならないことから、円滑に車両の出入りや資材の搬出入を進めることができず、効率的かつ安全に業務を行う上で大きな支障になっている。そこで、事業所から水路を挟んで西側に近接する申請地を適地と考え、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、272㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、4筆、417.90㎡の申請である。譲受人は親族が所有する住宅にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、雑種地と一体で売買にて取得し、住宅建

築を行うとの申請である。（合計敷地面積 4 3 9 . 9 0 m²）

農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 8 番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、4 筆、2 3 2 m²の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、雑種地と一体で使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。（合計敷地面積 2 5 7 . 1 9 m²）農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号 9 番については、住宅新築のための使用貸借権設定で 1 筆、3 5 8 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考

えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で1筆、312㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号11番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、287㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号12番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、200㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、

売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号13番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、330㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号14番については、住宅新築のための所有権移転で2筆、238.50㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号15番については、住宅新築のための所有権移転

で、1筆、260㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号16番については、駐車場に使用のための賃借権設定で、1筆、452㎡の申請である。譲受人は昭和58年10月に株式会社を設立され、給排水設備工事を主な業務としている。賃借にて借りている既存の駐車場を所有者へ返却することになったため、新たな駐車場を必要としている。そこで、営業所に近い申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号6番を除く、整理番号1番から16番について、立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すこととよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、調査報告する。2月17日に、農地利用最適化推進委員と一緒に申請地にて、譲受人の株式会社において、申請代理人から話を伺った。申請の目的は資材置場に転用するためである。譲受人は、昭和46年12月に株式会社を設立し、ガス・水道・下水管の埋設等設備工事を主な事業としている。申請人は、事業拡大に伴い、従業員の車両及び業務資材の保有量が増加しているが、十分な敷地を確保できていないことから、車両の出入りや資材の搬出入に支障を生じており、業務効率の低下や安全管理上の課題が発生しているということである。土地の選定については、主に増加している業務用資材の一時保管場所として計画しており、業務効率上事務所の近隣である必要があるとのことである。申請地は希望していた条件に近く、許可後は活用が見込める土地であるとのことである。周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画で、川越市河川課と事前協議済みである。また、排水設備はないので、雨水排水による周辺農地への影響は少ない見込みである。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員より「排水について、管理者の同意を得たとあるが、管理者とは誰か」との質問があった。

事務局は「道路側溝に放流する場合は道路環境整備課で、

水路に放流する場合は、荒川右岸土地改良区になる地区と河川課になる地区がある」と説明した。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号6番を除く、整理番号1番から16番については、農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号4番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第507回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和8年3月26日

議 長 渋谷 武

委 員 大野 豊作

委 員 永堀 知己

委 員 大野 美智明
